

2018年度の事業計画書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 こどもソーシャルワークセンター

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・可能な限り行政や企業との協働事業へ移行していく。
- ・円滑な事業実施のために事業を通してファンドレイジングに努めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「トワイライトステイ事業」 夕方から夜の時間を地域住民が家庭的環境の中で支える。生活に関わる学習を提供。 ※大津市生活困窮者自立支援法子どもの学習支援事業	(A)通年（週2回） (B)当法人事務所 (C)4名	(D)生活困窮状態で夜間の養育能力が低い家庭の18歳までの子ども (E)登録6人 (のべ240人)	1000 (600)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「中間就労事業（ジョブキャッチ）」 社会体験の少なさや病気障害などで就労が困難な若者への居場所の提供と就労のための訓練機会の提供	(A)通年（週2回） (B)当法人事務所 (C)4名	(D)就労への不安などで一歩を踏み出せない子ども・若者 (E)登録5人 (のべ400人)	500
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「居場所事業（「ほっ」とルーム）」 不登校や集団が苦手な子どもの日中や休日の居場所活動 ※大津市協働提案制度テーマ型提案事業	(A)通年（週5回） (B)当法人事務所 (C)4名	(D)不登校や集団が苦手な18歳までの子ども (E)登録15人 (のべ600人)	1000 (800)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「こども食堂事業（eatalk）」 生活困窮や不登校、障害などの課題のある子どもを中心とした食を通した居場所活動 ※淡海子ども食堂事業	(A)通年（週1回） (B)当法人事務所 (C)4名	(D)地域のつながりを必要とする子ども若者 (E)のべ400人	300 (100)

家庭や地域、学校など子ども若者を取り巻く地域へのソーシャルワーク事業	「社会啓発事業」 法人職員による講演、実践報告。通信やインターネットによる社会啓発活動	(A) 通年 (B) 地域 (C) 2名	(D) 市民 (E) 多数	700
地域へのソーシャルワーク事業	「こどもネットワークづくり事業」 こどもソーシャルワークのネットワーク構築	(A) 通年 (B) 地域 (C) 2名	(D) 市民 (E) 多数	—
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「高校内居場所事業」 昼休みや放課後の高校内に地域住民による居場所を提供 ※セレンディップ、D.Live との共同事業	(A) 通年（月2回） (B) 大津清陵高校 (C) 4名 （他団体2名）	(D) 高校生 (E) のべ400人	—
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「ハピハピカット」 ネグレクト、生活困窮、ひきこもりなど理美容につながりにくい子ども若者を理美容とつなげる活動 ※そらいろプロジェクト京都との共同事業	(A) 通年 (B) 地域 (C) 4名 （他団体2名）	(D) ネグレクト、生活困窮、ひきこもり状態の子ども・若者 (E) のべ20人	—
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「合宿ミーティング」 子どもの貧困当事者、支援活動に関わる若者による宿泊合宿 ※あすのぼとの共同事業	(A) 5月 (B) 関西の宿泊施設 (C) 10名 （他団体7名）	(D) 子どもの貧困課題に関わる若者 (E) 30人	—
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「スーパーヴィジョン・コンサル事業」 法人職員・役員による関係機関等のケース対応やネットワークづくりへの助言活動	(A) 通年 (B) 地域 (C) 5名	(D) 関係機関 (E) 多数	—

- ・ 児童福祉施設等で生活、退所後に支援を必要とする社会的養護へのソーシャルワーク事業
- ・ その他 目的達成のための活動
実施予定なし

2 事業の実施に関する事項

(1) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
ソーシャルワーカー養成研修事業	「子どもソーシャルワーカー養成事業」 実習を通して子どもソーシャルワークを実践的に学ぶ	(A) 通年 (週 5 回) (B) 当法人事務所 (C) 2 名	(D) 社会福祉士養成校の学生等 (E) 10 人	200
ソーシャルワーカー養成研修事業	「スクールソーシャルワーカー実践講座」 子どもソーシャルワークを意識したスクールソーシャルワーク実践を学ぶ連続講座	(A) 年間 12 回 (B) 県内研修室 (C) 2 名	(D) スクールソーシャルワーカー (E) 40 人	800